



「使用人兼務役員」に給与・賞与を支給する場合の注意点！

「使用人兼務役員」とは？

使用人兼務役員の場合、「使用人」部分で支給する給与については、条件を満たせば、雇用保険の被保険者になることができますが、「使用人兼務役員給与」を支給する際、いくつかの注意点が存在します。

(1) 使用人兼務役員とは？

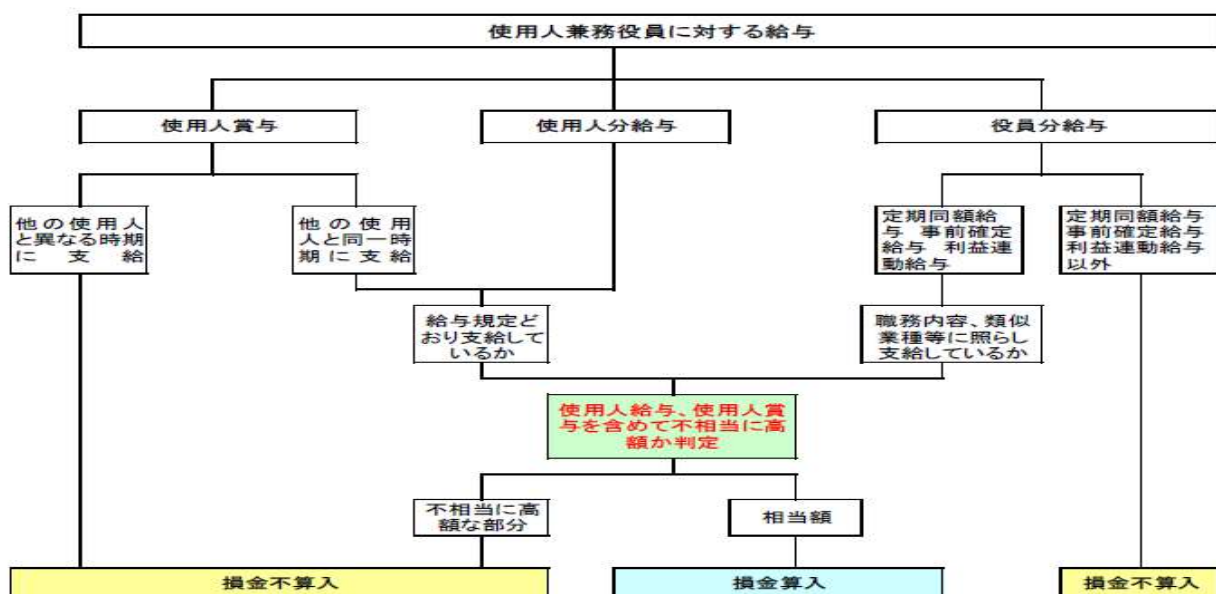
使用人としての職務を有する役員のうち、部長、課長、支店長、工場長などの使用人としての職制上の地位(※1)を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいいます。 ※1. 取締役等で総務担当、経理担当というように、法人の特定の部門の職務を統括しているものは、該当しません。(法基通9-2-5)

ただし、事業内容が単純で使用人が少数である場合、常時に従事している職務が他の使用人の職務の内容と同様であれば、使用人兼務役員として取り扱う。(法基通9-2-6)

(2) 使用人兼務役員とされない役員

- ① 社長、理事長、代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- ② 副社長、専務、常務、その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③ 合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員
- ④ 同族会社の特定の役員(みなし役員の判定で持株割合を満たす者) (法法34⑤、法令71)

役員分給与と使用人分給与



(3) 使用人兼務役員に支給する給与が否認されないために

- ① 使用人分給与や賞与は、使用人の給与規定に従って他の使用人と同じ日に支給する。
- ② 定款等に「支給限度額等には使用人兼務役員の使用人給与は含まれない」旨を定める。
- ③ 使用人兼務役員の役員給与の決定額については、株主総会等で決議を取る。

【今月の経営格言】 使ってみたいテクニックに出会ったら、その“心”に注目する。by 田中敏則（元積水ハウス営業マン）

テクニックを頭で暗記して行動しても効果が出ません。どのような心を出発点にしたノウハウなのか、に注目すると、本当に身につけるべき、そのノウハウの本質が見えてきます。 私たちが鍛えるべきは頭ではなく、心です。 「日本一住宅を売っている営業マンの営業の手帳」より